

緊急事態宣言

9月13日(月)～9月30日(木)

R3.9.10作成

特定措置区域（旭川市内）においては

- ①日中も含めた**不要不急の外出や移動を控えて**
特に**20時以降**の外出や**週末の外出は控えて**
- ②混雑した場所等への**外出は半分に**減らして
- ③不要不急の都道府県間の移動は極力控えて
- ④**休業・営業時短の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて**
<飲食店等への要請> ※ご協力いただいた事業者には支援金を支給
 - ・ **酒類**または**カラオケ設備**を提供する**飲食店**は**休業**
 - ・ 上記以外の飲食店は、**営業時間は5時～20時まで**
- ⑤できる限り同居していない方との飲食を控えて

その他市町村においては

- ◆上記①～③及び⑤は同様
- ◆**営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて**

- <飲食店等への要請>** ※ご協力いただいた事業者には支援金を支給
- **営業時間は5時～20時まで** ○ **酒類**の提供は**19時30分**まで
 - **カラオケ設備**の利用は行わない

上川総合振興局 旭川市 名寄市 士別市
富良野市 上川町村会

